

資料1 特定行為に係る看護師の研修制度に係る 現状及び課題、今後の推進方策について

内容

1 特定行為研修制度に係る現状等

- 1) 特定行為研修を行う指定研修機関の状況
- 2) 特定行為研修を修了した看護師の数等

2 特定行為研修を修了した看護師の確保等に向けたこれまでの取組等

- 1) 指定研修機関等に対する支援
- 2) 特定行為研修制度の認知度の向上に向けた普及啓発
- 3) 都道府県における取組

3 特定行為研修制度の推進に向けた課題

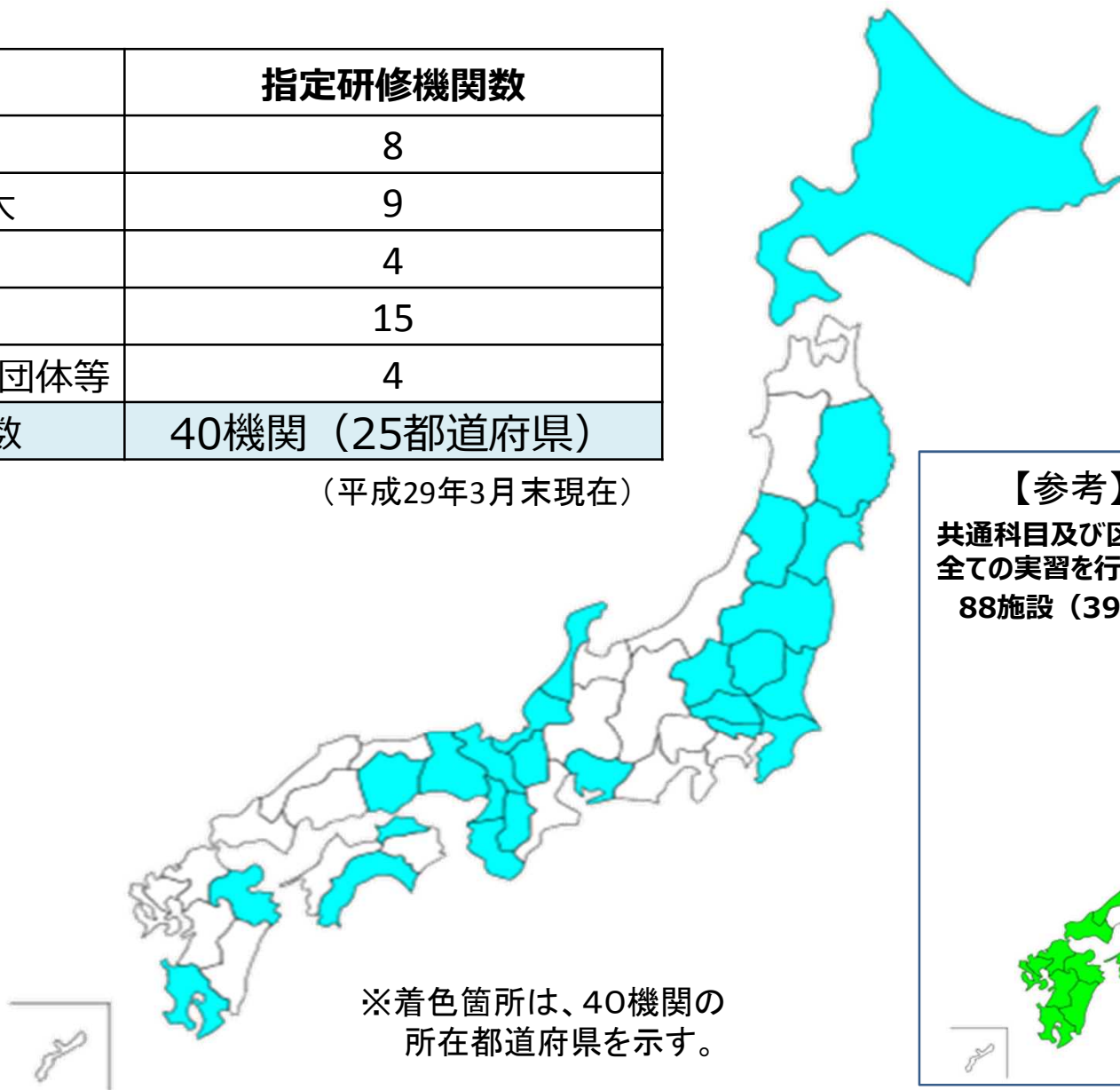
4 特定行為研修を修了した看護師の計画的な確保のための方策

1 特定行為研修制度に係る現状等

1) 特定行為研修を行う指定研修機関の状況

	指定研修機関数
大学院	8
大学・短大	9
大学病院	4
病院	15
医療関係団体等	4
総数	40機関（25都道府県）

（平成29年3月末現在）



※着色箇所は、40機関の
所在都道府県を示す。



※着色箇所は、88施設の
所在都道府県を示す。

(参考)指定研修機関一覧

(40機関(2017年3月29日現在))

所在地	指定研修機関名	特定 行為 区分数	指定日 （変更 承認日）	所在地	指定研修機関名	特定 行為 区分数	指定日 （変更 承認日）
北海道	学校法人東日本学園 北海道医療大学大学院看護福祉学研究科看護学専攻	13区分	2015/10/1	東京	医療法人社団 明芳会	8区分	2017/2/27
岩手	学校法人岩手医科大学 岩手医科大学附属病院高度看護研修センター	1区分	2015/10/1		社会医療法人河北医療財団 河北総合病院	2区分	2017/2/27
					独立行政法人地域医療機能推進機構	10区分	2017/3/29
宮城	学校法人東北文化学園大学 東北文化学園大学大学院健康社会システム研究科健康福祉専攻	21区分	2016/2/10	石川	社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院	4区分	2016/8/4
山形	国立大学法人山形大学 山形大学大学院医学系研究科看護学専攻	16区分	2017/2/27		公立能登総合病院	1 区分	2017/2/27
				福井	学校法人 新田塚学園 福井医療短期大学	2区分	2016/8/4
				福島	公益財団法人星総合病院	1区分	2016/2/10
医療法人平心会 須賀川病院	3区分	2016/8/4	学校法人藤田学園 藤田保健衛生大学大学院保健学研究科保健学専攻		21区分	2015/10/1	
公立大学法人福島県立医科大学	18区分	2017/2/27					
茨城	国立大学法人筑波大学 筑波大学附属病院	10区分	2016/8/4	滋賀	国立大学法人滋賀医科大学	3区分 6区分	2016/2/10 (2017/2/27)
栃木	学校法人自治医科大学 自治医科大学	19区分	2015/10/1	京都	医療法人社団洛和会 洛和会音羽病院	5区分 2区分	2015/10/1 (2017/2/27)
群馬	公益財団法人脳血管研究所 美原記念病院	1区分	2016/8/4				
埼玉	医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院	7区分 6区分	2015/10/1 (2016/2/10)	大阪	社会医療法人愛仁会	9区分	2016/2/10
	学校法人埼玉医科大学 埼玉医科大学総合医療センター	5区分	2016/2/10		公立大学法人大阪市立大学	5区分	2017/2/27
千葉	社会医療法人社団さつき会 袖ヶ浦さつき台病院看護師特定行為研修センター	1区分 2区分	2016/2/10 (2017/2/27)		社会医療法人きつこう会 多根総合病院	4区分	2017/2/27
				兵庫	学校法人兵庫医科大学 医療人育成研修センター	8区分	2017/2/27
東京	一般社団法人日本慢性期医療協会	7区分 1区分	2015/10/1 (2017/2/27)	奈良	公立大学法人奈良県立医科大学	7区分	2015/10/1
	学校法人青葉学園 東京医療保健大学大学院看護学研究科看護学専攻	21区分	2015/10/1	和歌山	公立大学法人和歌山県立医科大学	5区分	2017/2/27
	学校法人国際医療福祉大学 国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科保健医療学専攻	21区分	2015/10/1	岡山	学校法人 川崎学園	10区分	2017/2/27
	公益社団法人地域医療振興協会JADECOM-NDC研修センター	21区分	2015/10/1	香川	独立行政法人国立病院機構 四国こどもとおとなの医療センター	2区分	2017/2/27
	公益社団法人日本看護協会	11区分 3区分	2015/10/1 (2016/8/4)	高知	社会医療法人 近森会 近森病院	2区分	2016/8/4
	独立行政法人地域医療機能推進機構 東京新宿メディカルセンター	2区分	2016/2/10	大分	公立大学法人大分県立看護科学大学 大分県立看護科学大学大学院看護学研究科看護学専攻	21区分	2015/10/1
					鹿児島	国立大学法人鹿児島大学 鹿児島大学病院	3区分 2区分

(参考) 指定研修機関におけるeラーニングを活用した研修の実施状況

研修の実施体制等

- 厚生労働大臣が指定する指定研修機関は、協力施設と連携して研修を実施
- 研修は講義、演習又は実習によって実施
- 看護師が就労しながら研修を受けられるよう、
 - ① 講義・演習は、eラーニング等通信による学習を可能としている
 - ② 実習は、受講者の所属する医療機関等(協力施設)で受けることを可能としている



			指定研修機関数
A 全て対面による研修			9
B 共通科目又は区分別科目の講義・演習で eラーニングを活用した研修			31
Bの内訳 (再掲)	共通科目	区分別科目	
	○	○	4
	○	△	1
	○	—	21
	△	△	1
	△	—	4

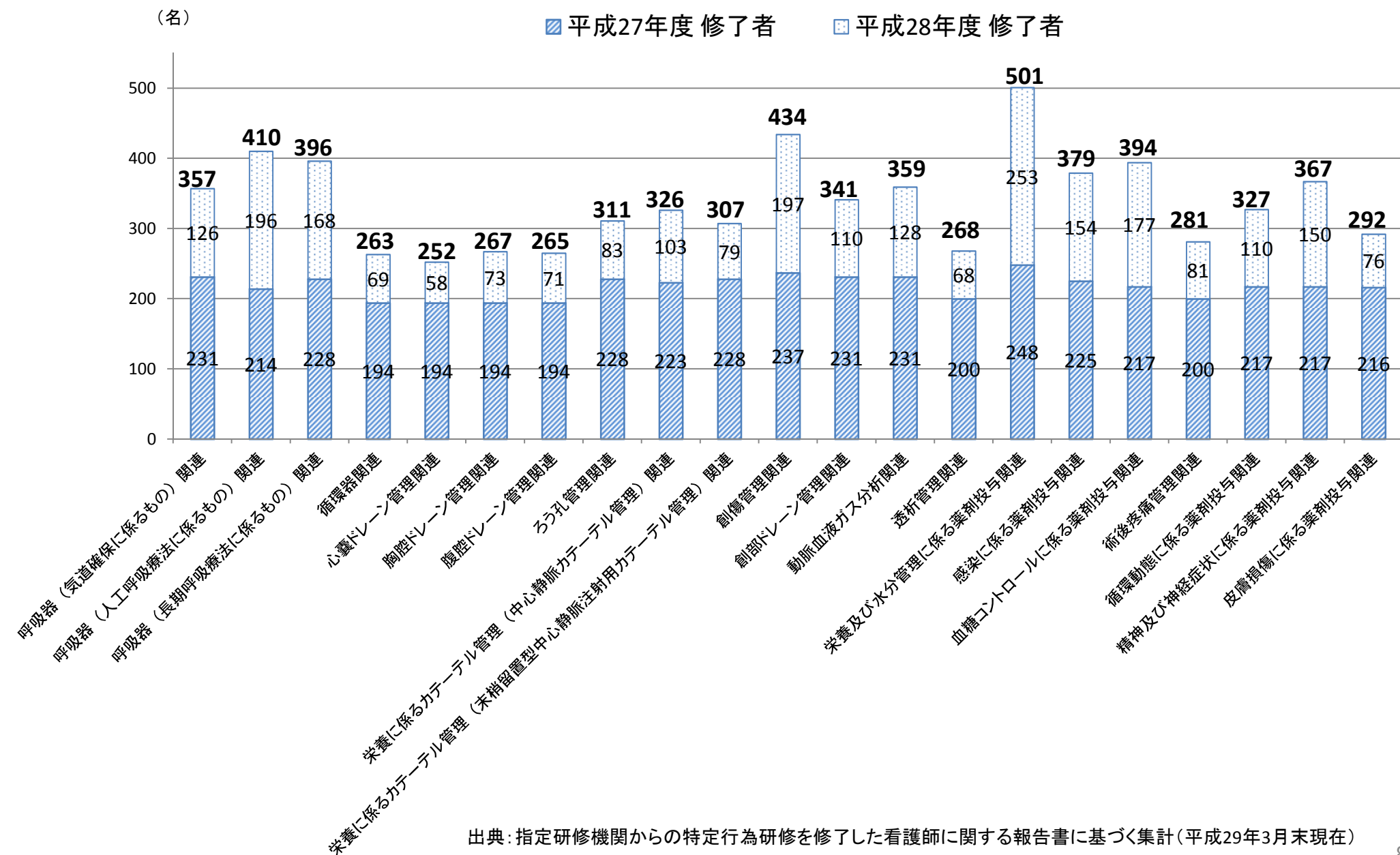
※○は全て実施、△は一部実施、—は実施していないことを示す。

2)-① 特定行為研修を修了した看護師の数等

	修了者総数	平成27年度 修了者	平成28年度 修了者
大学院	288	217	71
大学・短大	61	0	61
大学病院	14	3	11
病院	36	0	36
医療関係団体等	184	39	145
総数	583名	259名	324名

出典：指定研修機関からの特定行為研修を修了した看護師に関する報告書に基づく集計（平成29年3月末現在）

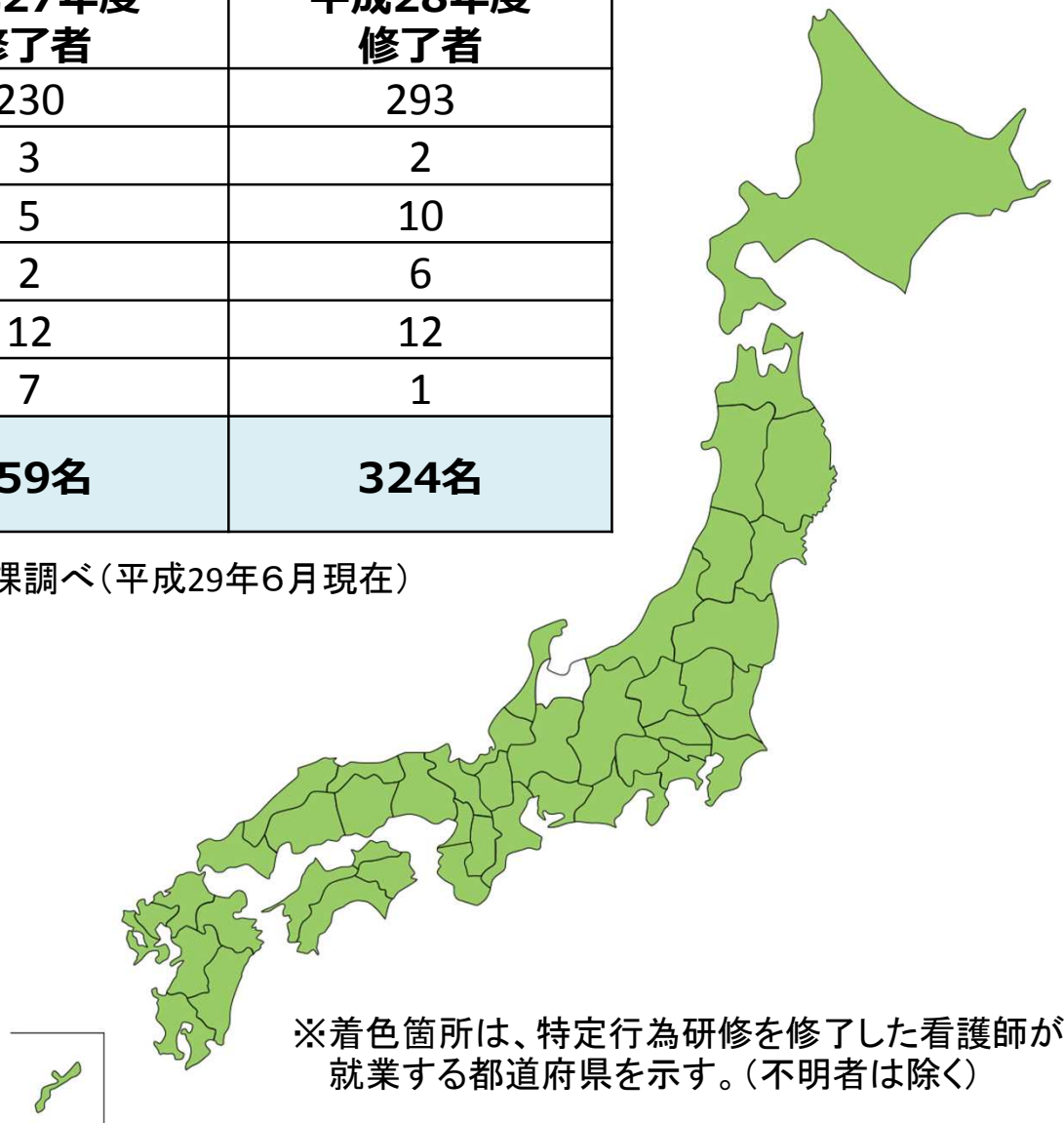
2)－② 特定行為研修を修了した看護師の数等(特定行為区分別)



2)-③ 特定行為研修を修了した看護師の数等(就業場所別)

就業場所	修了者総数	平成27年度 修了者	平成28年度 修了者
病院	523	230	293
診療所	5	3	2
訪問看護ステーション	15	5	10
介護施設	8	2	6
その他	24	12	12
不明	8	7	1
総数	583名 (46都道府県)	259名	324名

出典：看護課調べ(平成29年6月現在)



(参考) 特定行為研修を受けたことによる変化

○自身のことで感じる変化

- ・医学的観点から病態を理解できるようになり、臨床推論を用いて患者の観察・評価をすることにより、根拠をもって看護ケアを提供できるようになった
- ・アセスメント力の向上を実感しつつ、特定行為の実施にあたり、従来以上にアセスメントの重要性を認識し、多面的なアセスメントをするようになり、その結果、優先順位の判断が変わった
- ・研修修了者としての自己の役割や組織内で果たすべき役割を考え行動するようになった
- ・特定行為を行うことに対する不安や恐怖、思うように活動できない事への焦りを感じるようになった

○医師との関わりの中での変化

- ・医師と話し合ったり、相談したりすることが増え、またタイミングを考え根拠をもって報告できるようになった
- ・医師の立場や診断から治療方針までの思考過程を理解できるようになった
- ・特定行為について医師より信頼されるようになったり、医師の信頼が高まったと感じたりするようになった
- ・医師が自分の報告や意見をよく聞いてくれたり、逆に相談を受けたりとコミュニケーションが活性化した

○患者・家族との関わりの中での変化

- ・医師に聞けない質問や病状や治療についてタイムリーに根拠をもって説明することにより、患者・家族の満足感が得られるようになったり、理解度が高まった
- ・医師不在時や緊急時も含めて特定行為を実施できることにより、患者・家族の安心感や自分に対する信頼感が高まった

○看護師や他職種との関わりの中で変化

- ・医師と看護師又は他職種との仲介に入り連携の促進における役割を発揮するようになった
- ・他の看護師や他職種に対し根拠をもって説明したり自分の考えを述べ、また患者・家族に対しても病態や医師の治療方針についてわかりやすく説明できるようになった
- ・他職種との連携の必要性をより認識し、情報交換や意見交換をしたり、連携強化のためのカンファレンスや勉強会等を企画・実施するようになった
- ・指導力・教育力の高まりを感じ、また教育的関わりや教育的な依頼・相談が増えた
- ・自らの活動に対して他の看護師の理解が得られない

【備考】調査期間：平成28年12月2日～平成29年2月13日

平成28年2月までに指定された21の指定研修機関の修了者85名からの「研修を受けたことにより勤務の中で感じる変化」に対する自由記述より。

2 特定行為研修を修了した看護師の確保等に向けたこれまでの取組等

1) 指定研修機関等に対する支援 (看護師の特定行為に係る研修機関支援事業)

- 本事業は、特定行為研修制度の円滑な施行・運用のため、指定研修機関の設置準備や運営に対する財政支援の実施や普及促進等を実施することにより、特定行為研修を実施する指定研修機関の確保及び特定行為研修を修了した看護師の確保を促進することを目的とする。

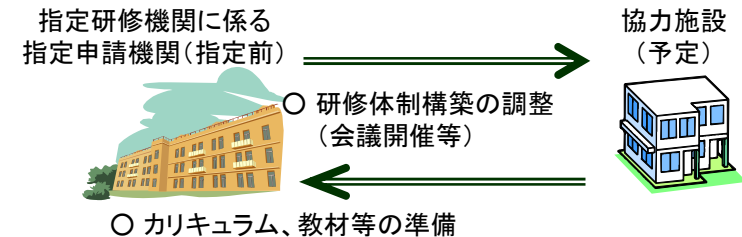
① 看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

指定研修機関の確保を図るため、カリキュラム準備やシミュレーター購入等、指定研修機関の設置準備に必要な経費について支援を行う。

○ 主な経費

- ・ シミュレーター購入費等指定準備に必要な経費
- ・ カリキュラム・実習要綱等の作成経費(謝金・旅費、会議費、消耗品費等)
- ・ 就労継続型の研修体制構築のための協力施設とのテレビ会議に必要な物品経費、謝金・旅費

○ 基準額 1施設当たり 約4百万円



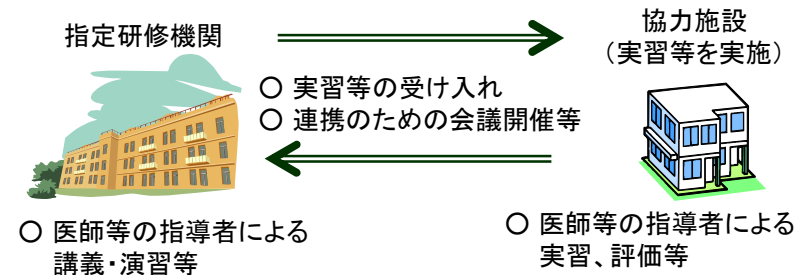
② 看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

特定行為研修を修了した看護師の計画的な確保を図るため、指定研修機関の運営に必要な指導者経費や実習を行う協力施設謝金等、指定研修機関の運営に必要な経費に対する支援を行う。

○ 主な経費

- ・ 指導者の人件費等
- ・ 実習を行う協力施設(自施設以外)への謝金等
- ・ 訪問看護ステーション等で特定行為研修を実施する場合の指導補助者に対する人件費等

○ 基準額 1施設当たり 約4百万円 (ただし、特定行為区分数により増減あり)
(加算を含めると 約6百万円)



③ 看護師の特定行為研修制度に係る指導者育成事業

特定行為研修の質の担保を図り、指定研修機関や実習を行う協力施設において効果的な指導ができるよう、指導者を育成するための研修を行う。



④ 特定行為に係る看護師の研修制度普及促進費

特定行為に係る看護師の研修制度の円滑な推進のため、当該研修制度を国民や医療従事者に向けて周知し、制度の理解促進を図る。

看護師の特定行為に係る研修機関支援事業に係る 平成29年度行政事業レビュー公開プロセス(平成29年6月14日)

論点

- 事業の進捗が低調である要因を分析し、補助事業についても事業を促進する仕組みとなるよう検討すべきではないか。

見直しの方向性

- ◆ 平成30年度予算要求に向け、指定研修機関の一層の確保を図るため、指定研修機関に係る規定及び本事業の内容の見直しを図る。

【具体策】

- 2025年に向け、指定研修機関の飛躍的な増加を図るためには病院団体等への働きかけが不可欠である。このため、病院団体等のニーズや課題を把握・検証し、病院団体等の支援により、傘下の施設が指定研修機関となること等を促進するよう、特定行為研修を行う指定研修機関に係る規定及び本事業の内容の見直しを図る。

14

特定行為研修制度の認知度

- 特定行為研修の認知度は、全国調査において約7割であった。
- 病院及び訪問看護ステーションで認知度は高い(8割以上)ものの、有床診療所や介護施設での認知度は低い(約5割)。

機関属性	病院	有床診療所	介護施設 (特養等)	訪問看護 ステーション	属性不明	総数
回答数	919	842	737	933	141	3,572
知っている	876 95.3%	418 49.6%	388 52.6%	780 83.6%	99 70.2%	2561 71.7%
知らない	41 4.5%	417 49.5%	347 47.0%	148 15.9%	42 29.8%	995 27.9%
無回答	2 0.2%	7 0.8%	2 0.3%	5 0.5%	0 0.0%	16 0.4%

【備考】調査期間：平成29年1月4日～2月23日

調査対象：全国の病院、有床診療所、介護施設(特養等)及び訪問看護ステーションのうちランダムに抽出された7,896機関
回収率：45.6% 回収数：3572

3) 都道府県における取組

① 平成28年度特定行為に係る看護師の研修制度に関するニーズ把握状況等の調査結果

- 約6割（26ヶ所）の都道府県が、特定行為研修制度に関する事業計画の検討等を目的として特定研修に対する受講のニーズや、指定研修機関としての申請の意向等について、質問紙や聞き取り調査により把握をしている。

【特定行為に係る看護師の研修制度に関するニーズ把握状況等の調査】（平成28年9月看護課調べ）

○調査目的：特定行為に係る看護師の研修制度のより一層の普及を図るため、都道府県における当該研修制度に関するニーズ把握の方法及び状況についてとりまとめ、都道府県に周知する。

○調査内容：平成26年度～平成28年度（平成28年度については計画含む）の特定行為に係る看護師の研修制度のニーズ把握の実施状況等

○調査事項：ニーズの把握の有無と方法、ニーズ調査の実施概要（年度／事業名／調査概要／調査対象／調査機関／調査方法／調査項目／経費／調査結果／結果の活用）、調査以外の方法によるニーズ把握の概要（年度／ニーズ把握方法／概要／その後の対応）、その他の関連する事項

○調査結果：

◆ニーズを把握していると回答した都道府県：26都道府県

◆ニーズの把握に用いた方法（複数回答可）

質問紙調査を実施して把握している…17都道府県、聞き取り調査を実施して把握している…2都道府県、左記以外の方法で把握している…9都道府県

○都道府県における質問紙調査によるニーズ把握の具体的内容 ※（）内の数字は回答した都道府県数

①調査目的（複数回答可）	②対象施設	③調査内容（例）	④結果の活用方法（複数回答可）
特定行為研修等に関する事業計画の検討（14）	病院、訪問看護ステーション及び介護施設（5）	実態（当該研修制度の認知度、特定行為研修の受講者数、特定行為の実施状況）	特定行為研修の推進に関する検討に活用（5）
特定行為研修の受講支援等の事業策定（8）	病院及び訪問看護ステーション（3）	派遣予定（有無、人数、特定行為区分、指定研修機関名）	特定行為研修受講促進に関する補助金事業の立案（14）
前年度の特定行為研修関連事業の継続評価（1）	病院（4）	受講者を派遣する・しない理由	制度周知のための研修会を開催（5）
	訪問看護ステーション（3）	特定行為研修へ派遣する上での課題、必要な支援	特定行為研修推進のための検討委員会を設置（1）
	その他（研修会参加者等）（2）		特定行為研修体制の整備のための指定研修機関への働きかけ（2）

○都道府県における聞き取り調査によるニーズ把握の具体的内容 ※（）内の数字は回答した都道府県数

①調査目的（複数回答可）	②対象と内容	③結果の活用方法
指定研修機関の設置推進（2）	指定研修機関や協力施設を検討中の病院に対して申請の準備状況等を聴取	特定行為研修受講促進に関する補助金事業の新設
関係団体の意向の確認（1）	大学病院に対して指定研修機関への申請意向を聴取	関係団体、施設への特定行為研修推進の働きかけ
	関係団体に対して特定行為研修への意向、要望を聴取	

3) 都道府県における取組

② 平成28年度特定行為に係る看護師の研修制度に関する事業計画について

- 約2割（8ヶ所）の都道府県が、平成28年度の地域医療介護総合確保基金を活用した事業計画において、特定行為研修を修了した看護師の確保・活用のため、受講者の所属する施設に対する受講料や代替職員雇用のための支援、指定研修機関に対する研修体制整備のための支援、特定行為研修制度の普及促進のための調査等を計画・実施している。

【特定行為に係る看護師の研修制度に関する事業計画の調査】（平成28年6月看護課調べ）

○調査目的：

地域医療介護総合確保基金を活用した、特定行為に係る看護師の研修制度の推進のための事業計画について調査し、各都道府県の取り組み状況や動向を把握するとともに、本調査の集計結果を各都道府県等に情報提供し、看護職員研修のより一層の推進を図ることを目的とする。

○調査対象：地域医療介護総合確保基金を活用した特定行為に係る看護師の研修制度の推進のための事業計画

○調査事項：事業名、事業概要、財源、その他の関連する事項

○調査結果：

◆事業計画があると回答した都道府県：8府県（群馬県、静岡県、滋賀県、大阪府、奈良県、島根県、徳島県、大分県）

◆事業計画数：11件（うち、新規事業数：9件）

◆事業計画の内訳

1) 基金における事業区分別

- ・居宅等における医療の提供に関する事業：5件
- ・医療従事者の確保に関する事業：6件

2) 事業内容別（1事業計画内に複数の内容を含むものは分割して掲載）

受講者の所属施設に対する支援

- ・受講料等の費用：5件
（群馬県、静岡県、奈良県、島根県、徳島県）
- ・代替職員雇用の費用：3件
（大阪府、島根県、徳島県）

指定研修機関に対する支援

- ・研修体制整備等：2件
（滋賀県、大分県）

研修制度の普及促進等

- ・調査研究：2件（群馬県、大分県）
- ・研修会：1件（群馬県）
- ・検討会：1件（群馬県）

◆事業計画例

事業名	事業概要
看護職員資質向上支援事業 （奈良県）	特定行為研修を受講する看護師が修学に要する費用を助成する病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、指定訪問看護事業所に対して費用を補助する。
特定行為研修等の代替職員確保支援事業 （大阪府）	訪問看護ステーションに勤務する看護師が特定行為研修等の長期にわたる研修を受講する際に、代替職員の雇用経費に関する費用を補助する。
看護師特定行為研修支援 （群馬県）	県内での制度の推進を図るため、関係者による検討会を開催する。また、県内でのニーズを把握するため調査を実施する。

3) 都道府県における取組

③ 特定行為に係る看護師の研修制度の推進における課題に関する調査結果

- 特定行為研修を修了した看護師の確保に係る目標を策定している県は、5 県にとどまる。
- また、都道府県は、特定行為研修を修了した看護師の確保に向けた課題として、医療機関や看護師等の研修のニーズや特定行為研修を修了した看護師の実態の把握が引きつづき必要と認識としている。

【特定行為に係る看護師の研修制度の推進における課題に関する調査】(平成29年看護課調べ)

＜調査時期＞ 平成29年1月

＜調査対象＞ 都道府県

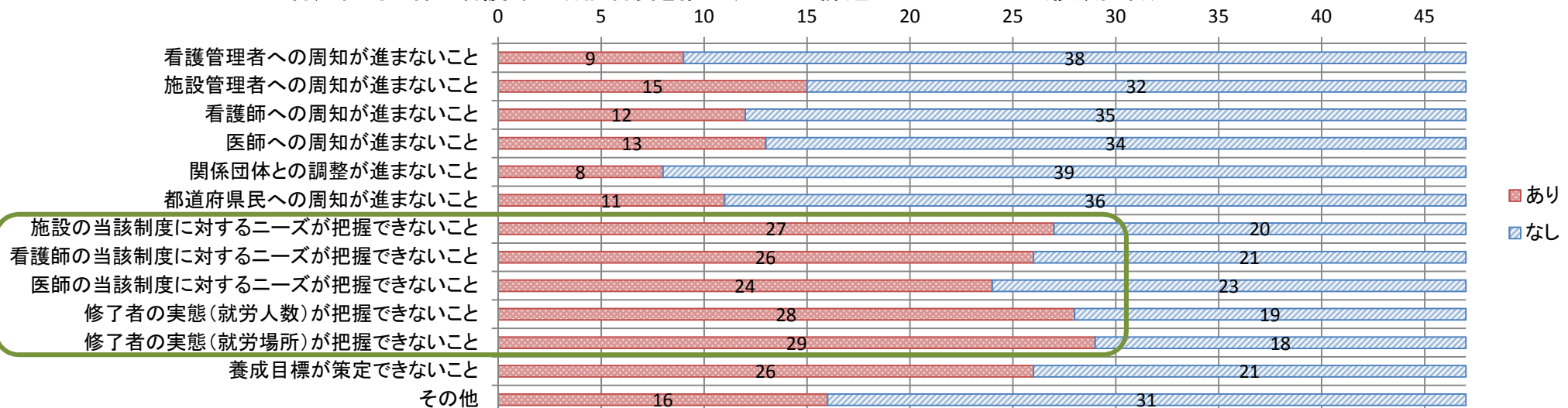
＜用語の説明＞ 修了者：特定行為研修を修了した看護師、施設：病院、診療所、介護施設、訪問看護ステーション等

○特定行為研修を修了した看護師の確保に係る目標を策定している都道府県・・・5県

○指定研修機関への申請予定施設の把握状況

指定申請予定の施設を調査等により把握・一部把握している・・・18都道府県(うち7都道府県が具体的に指定申請予定施設と連絡調整を実施中)
把握していない・・・29都道府県

特定行為に係る看護師の研修制度を推進する上で課題となっていること(複数回答)



3 特定行為研修制度の推進に向けた課題

3 特定行為研修制度の推進に向けた課題

【課題】

1) 指定研修機関及び受講者の確保

- 特定行為に係る看護師の研修制度は、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、今後の急性期医療から在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成することを目的としているが、特定行為研修を行う指定研修機関は全国で40ヶ所(25都道府県)、特定行為研修を修了した看護師は583人(46都道府県で就業)(平成29年3月末現在)であり、更なる指定研修機関及び受講者の確保が必要である。
- 指定研修機関の確保がこれまで低調であり、指定研修機関の確保のため、効率的かつ円滑に特定行為研修を行う体制の整備が必要である。
- また、約6割の都道府県が、特定行為研修制度に関する事業計画の検討等を目的として、特定行為に係る看護師の研修制度に対する受講のニーズや指定研修機関としての申請の意向等について把握をしているが、地域医療介護総合確保基金を活用した平成28年度事業計画を策定している都道府県は8府県、特定行為研修を修了した看護師の確保に係る目標を設定している都道府県は5県にとどまる。
- このため、都道府県において、一層、特定行為研修を修了した看護師の確保のための計画的な取組を推進することが必要である。

2) 認知度の向上

- 全国の医療機関等における特定行為研修の認知度は約7割であるが、有床診療所や介護施設での認知度は約5割であり、更なる認知度の向上に向けた取組が必要である。

4 特定行為研修を修了した看護師の計画的な確保のための方策

4 特定行為研修を修了した看護師の計画的な確保のための方策

【課題を踏まえた方策の方向性】

1) 指定研修機関及び受講者の確保

- 指定研修機関の確保のため、効率的かつ円滑に特定行為研修を行う体制の整備が必要。
- また、特定行為研修を修了した看護師の確保のため、都道府県において、指定研修機関及び受講者の確保に向けた計画的な取組の推進が必要。

2) 特定行為研修制度の認知度の向上

- 認知度の低い診療所や介護施設等を含め、特定行為研修制度の認知度の一層の向上を図るため、引きつづき積極的な周知活動が必要。

【方策(案)】

① 医療関係団体等による特定行為研修の取組の推進

- 医療関係団体等のネットワークを活用した普及啓発や支援により、傘下の施設が、効率的かつ円滑に、指定研修機関として特定行為研修を実施できる体制の整備を行う。

② 都道府県における計画的な取組の推進

- 都道府県において、在宅医療等を支える看護師を地域で計画的に養成していくため、指定研修機関及び受講者の確保に係る計画の策定を行うとともに、当該計画に基づき、指定研修機関及び受講者に対する支援等の取組が推進されるよう、支援を行う。

③ 特定行為研修制度の認知度の向上

- 特定行為研修制度の認知度の向上を図り、さらには研修の受講の促進を図るため、特定行為研修を修了した看護師の在宅医療等での活躍の効果等について、より積極的な周知活動を行う。

① 医療関係団体等による特定行為研修の取組の推進について (指定研修機関に係る規定の見直し)

- 指定研修機関の確保を推進するためには、医療関係団体等のネットワークを活用した普及啓発や支援により、傘下の施設が、効率的かつ円滑に、指定研修機関として特定行為研修を実施できる体制の整備が必要である。
- また、現在、医療関係団体が傘下の施設と連携して、効率的な運営を行う指定研修機関が出てきている。
 - ※ 医療関係団体の本部が、指定研修機関としての指定を受け、特定行為研修の修了証の交付や帳簿の管理等の一部の事務を実施し、当該団体の傘下の施設が、特定行為研修管理委員会の運営を除く、全ての指定研修機関の指定の基準を満たした上で特定行為研修を実施している事例がある。
- これを踏まえ、早期に、指定研修機関に係る規定の見直しを検討することが必要ではないか。



指定研修機関に係る規定の見直し(案)

- 指定研修機関が行うこととされている以下の事務の一部
 - ・特定行為研修修了証の交付
 - ・特定行為研修を修了した看護師に関する名簿の厚生労働大臣への提出
 - ・記録の保存
 - ・指定研修機関の指定申請及び変更の承認に係る申請等を当該指定研修機関が所属する医療関係団体等に委託することを認めてはどうか。
- ※ 上記に対応するため、保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令(平成27年3月、厚生労働省令第33号)について、必要な見直しを行う。

(参考)医療関係団体等が傘下の施設と連携して特定行為研修を行う場合のイメージ

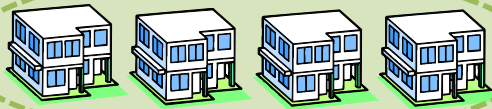
これまでのタイプ【団体本部主導型】

- ◆ 指定研修機関が、研修の管理・運営に加え、講義・演習等の研修の実施を行う。
- ◆ 傘下の施設が、実習などの研修の一部の実施を担う。

指定研修機関（団体本部）



- 実施体制整備
- 特定行為研修管理委員会の運営（修了の認定等）
- 修了証の交付
- 修了者の名簿管理
- 講義・演習の実施



- 実習の実施、評価

協力施設（傘下の施設）

これまでのタイプ【団体本部管理型】

- ◆ 団体本部が、研修の管理・運営のみを行う。
- ◆ 傘下の施設が、研修修了証の交付等の一部の事務を除く、研修の実施の全部を担う。

指定研修機関



団体本部

- 実施体制の整備
- 特定行為研修管理委員会の運営（修了の認定等）
- 修了証の交付
- 修了者の名簿管理



傘下の施設

（研修のカリキュラム全てを行う指定研修機関の施設）

- 講義・演習の実施
- 実習の実施
- 科目の評価

規程見直し後の新たなタイプ【傘下施設独立型】

- ◆ 指定研修機関が、当該機関の所属する団体等に、研修の管理・運営に係る事務の一部を委託



団体本部

- 実施体制の整備
- 修了証の交付
- 修了者の名簿管理

事務の一部の委託

指定研修機関
（傘下の施設）

指定研修機関
（傘下の施設）

指定研修機関
（傘下の施設）

指定研修機関
（傘下の施設）

- 特定行為研修管理委員会の運営（修了の認定等）
- 講義・演習の実施
- 実習の実施
- 科目の評価

② 都道府県における計画的な取組の推進

- 今後、在宅医療等を支える看護師を地域で計画的に養成していくため、都道府県において、「地域の実情を踏まえ、看護師が特定行為研修を地域で受講できるよう、指定研修機関及び実習を行う協力施設の確保等の研修体制の整備に向けた計画」を策定し、都道府県における特定行為研修を修了した看護師の確保に向けた取組を推進していくことが必要ではないか。

都道府県における取組のイメージ

看護師が特定行為研修を地域で受講できるよう、指定研修機関及び実習を行う協力施設の確保等の研修体制を整備

① 調査等による現状の把握及び課題の抽出

② 関係団体等との連携体制の構築

③ 地域医療介護総合確保基金等の活用による支援事業等の実施



④ 具体的な計画を医療計画に記載し、体制を整備

2025年に向け、在宅医療等を支えるため、地域の実情を踏まえた、特定行為研修を修了した看護師の確保、活躍の推進



(参考)医療計画作成にあたっての基本的考え方(イメージ)

現状把握

- 地域における特定行為研修の普及の現状を客観的に把握

- * 現状把握に必要なデータの例

- ・ 修了者数、区分別の修了者数、指定研修機関数等
 - ・ 都道府県における調査による修了者の活動状況、受講等のニーズ、指定申請の意向等

課題抽出

- 現状について分析を行い、在宅医療等を支える看護師の地域における計画的な養成に向けた特定行為研修制度の推進に係る課題を抽出

- * 課題の例

- ・ 指定研修機関や実習を行う協力施設が地域になく、看護師が特定行為研修を受講する機会を確保するために、指定研修機関等の確保に向けた取組や支援が必要である
 - ・ 訪問看護ステーション等の看護師の受講のニーズは高いが、代替職員の確保が難しく、支援が必要である

数値目標の設定

- 課題に対して、地域の実情に応じた目標項目やその数値目標、目標達成に要する期間を検討

- (注) 目標は、特定行為研修を修了した看護師が様々な場(病院(高度急性期～慢性期)、診療所、介護施設、訪問看護ステーション等)での活躍が期待されていることを踏まえて、受講を希望する看護師が研修を受けられる体制を整備できるよう設定

- * 目標の例: 指定研修機関数(定員数)、実習施設数等

施策の立案・実施

- 目標を達成するために行う施策の立案・実施

- * 施策の例

- ・ 地域医療介護総合確保基金の活用による特定行為研修に係る支援のための事業を立案・実施(受講に係る経費の補助、代替職員確保に係る経費の補助等)

評価

- 計画の実効性を高めるため、評価及び施策等の見直しを行う組織や時期を設定及び実施

(参考資料)

医療計画の策定に係る指針等の全体像について

【医療法第30条の3】

厚生労働大臣は基本方針を定める。

基本方針【大臣告示】

医療提供体制確保の基本的考え方

【法第30条の8】

厚生労働大臣は、技術的事項について必要な助言ができる。

医療計画作成指針【局長通知】

医療計画の作成

- 留意事項
- 内容、手順 等

疾病又は事業ごとの医療体制について
【課長通知】

疾病・事業別の医療体制

- 求められる医療機能
- 構築の手順 等

【法第30条の4第1項】

都道府県は基本方針に即して、かつ地域の実情に応じて医療計画を定める。

医療計画

○疾病・事業ごとの医療体制

- ・ がん
- ・ 脳卒中
- ・ 心筋梗塞等の心血管疾患
- ・ 糖尿病
- ・ 精神疾患
- ・ 救急医療
- ・ 災害時における医療
- ・ へき地の医療
- ・ 周産期医療
- ・ 小児医療(小児救急含む)

○居宅等における医療

○地域医療構想

○地域医療構想を実現する施策

○病床機能の情報提供の推進

○医療従事者の確保

○医療の安全の確保

○施設の整備目標

○基準病床数 等

地域における医療・介護の総合的な確保を図るための改革

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員その他の専門職の積極的な関与のもと、患者・利用者の視点に立って、サービス提供体制を構築する。

